

【注意事項】

消すことができるペンは使用できません。

出力するプリンタの性能などにより、提出された書類の記載内容等が把握できない場合は、警察署に備付けの申請書に書き換えていただくことがあります。

申請書を印刷する際は、PDFのサイズや向きが変更されないように、プリンタの設定を確認して下さい（申請書はA4、縦方向となっています。）。

- 1 申請する許可の種別欄
申請する許可を （二重線）で削っても構いません。
- 2 申請先
出発地を管轄する警察署の交通課
（幹部交番がある場合には、同交番でも申請可能）
- 3 申請方法
制限外積載許可申請書及び添付資料を2通ずつ申請先に提出してください。
（1通は、許可証として交付します。）
- 4 申請書の記載方法等
 - (1) 申請者欄
申請者欄は、車両の運転者を記載してください。
 - (2) 車両の諸元欄
自動車検査証記載の大きさを記載してください。
 - (3) 運搬品名欄
積載する品名を記載してください。
 - (4) 運転の期間欄
設備外積載許可を必要とする期間を記載してください。積載状態に変更が生じない場合は、最長3か月の期間を申請することもできます。
 - (5) 運転経路欄
出発地、経由地、目的地を記載してください。
通行する道路欄は、「別添経路図のとおり」と記載し、運転経路図を添付してください。
 - (6) 添付資料の例
 - 運転免許証の写し又は運転者が分かる資料
 - 自動車検査証の写し又は自動車検査証の内容が分かる資料
 - 運行経路図
 - 積載状況の分かる資料（積載状況の寸法が記載されているもの）その他、審査に必要な資料の提出を求める場合があります。
 - (7) その他
目的地が県外に及ぶ場合や交付日数のほか、不明な点については事前に出発地を管轄する警察署へ相談してください。